

# 旧都城市民会館の今後の方針(要点)

平成30年9月4日

都城市総合政策部

学校法人南九州学園が、平成29年12月に旧市民会館の返還を申し出たのち、翌平成30年3月に都城市議会で誠意を持って謝罪したことを踏まえて、本市は、同年4月に旧市民会館の今後の方針を次のとおり定め、公表しました。

- 1 平成19年9月の旧市民会館の解体予算可決という市議会の議決を尊重する（「旧市民会館は、解体せざるを得ない」との考え方を基本とする）。
- 2 人口減少対策、子ども子育て支援、教育力向上、公共施設の適正化、インフラの長寿命化など、旧市民会館保存より優先すべき政策課題が山積しているため、本市のみで旧市民会館の保存費用を負担することは極めて困難である。
- 3 旧市民会館を保存活用するためのアイデアのみの主張に応じることは困難である。
- 4 南九州学園に代わる民間企業等が保存活用の財源の確保に目算のある提案を行なうのであれば、その提案内容を尊重して判断する。

本市のこのような方針を受けて、旧市民会館の建築学的価値を強く主張される一般社団法人日本建築学会は、急遽、都城市民会館再生活用計画検討特別委員会（委員長は古谷日本建築学会長）を設置され、当時の設計関係者を含むメンバーにより詳細な検討に着手されました。

その結果、平成30年6月に、旧市民会館は多くの耐力壁及び柱により十分な耐力を有しており、部分的な補修は必要であるが、構造的にも健全性を保っているとの報告書を広く公表されました。

また、改修活用のモデルケースの案を複数示されるとともに、より具体的な改修費用を算出され、提示されました。

このような調査研究結果をもとに、日本建築学会が、民間企業等に対して旧市民会

館の保存活用の誘導を図って来られた結果、2社から本市に対して具体的な提案や相談がありました。しかし、本市が求めていた「財源確保が確実で、かつ持続可能な民間企業等からの提案」とは言い難い内容であったため、当初予定していた期限（平成30年8月15日）内に採択できる民間提案はありませんでした。

また、平成30年7月に改めて行なった市民アンケートでは、この日本建築学会の調査研究結果も添えて行いましたが、前回のアンケート結果※を上回る83.5%の市民が「解体する」と答えました。

※前回のアンケート結果 平成19年実施 「解体する」と回答した人の割合 82.9%

この市民アンケートの結果及び民間企業等による提案で採択できる案がなかったことを踏まえて、平成30年8月下旬に、当初掲げた方針に基づき旧市民会館の解体もやむなしとの本市の考えを日本建築学会に改めて伝達しました。

これに対し、日本建築学会は、旧市民会館は世界的にも極めて高く評価され、我が国の近現代建築の中でも貴重な建築物であり、別格の存在であるとの認識を改めて示されました。その上で、施設の活用に強い関心があるものの今回の提案期間が短かったために提案に至らなかった民間企業等が複数あるため、提案期間を延長して十分な検討期間を確保して欲しいとの強い訴えがありました。

このようなことから、平成30年8月31日に、日本建築学会から次のような内容の文書が送達されました。

- 1 民間提案期間を、平成31年1月末日まで延長して欲しい。
- 2 責任を持って最大限の努力を払い、民間企業の参画を積極的に働きかける。
- 3 採択できる民間提案がなければ、本市が解体手続きに入ることはやむを得ない。
- 4 更なる提案期間の延長を申し入れることはしない。

本市としては、当初の段階から、本市が自ら旧市民会館を保存活用する事業に財源を充当する考えはないものの、仮に、民間企業等が旧市民会館を改修して活用できる

確実な方策があれば、その提案内容を見て、解体か保存活用かを判断するという考えを一貫して説明してきました。

換言すれば、本市は、解体したくて解体しようとしているわけではありません。

日本建築学会が、引き続き責任を持って自ら民間企業等に働きかけを行い、保存活用の可能性に望みがあるのであれば、民間提案期間の延長の申し出を拒む理由はないものと考えます。

一方で、本市としては、市議会のこれまでの判断や市民アンケートの結果、周辺にお住まいの市民の皆さんの意見、そして老朽化した施設を放置したときのリスクなどを総合的に考慮すれば、最終的な判断をこれ以上、先送りすべきでないと考えています。

このため、民間提案期間を平成31年1月末日まで延長することとし、仮に、民間企業等から旧市民会館を改修して活用する確実な方策の提案がない場合は、平成31年度当初予算において、旧市民会館の解体に要する費用等を計上する方針としております。

最後に、日本建築学会が主張されるように、旧市民会館が戦後近現代建築の中でも貴重な建築物であったとしても、一地方自治体で保存に責任を持てる範囲には限界があります。

DOCOMOMO Japan が選定しているように、旧市民会館と同様に貴重な近現代建築物はほかにも多数あるため、一地方自治体のみの問題に矮小化せず、日本建築学会は、国等に対し、現実的に貴重な建築物を保存できる仕組みや支援制度の創設に向けて行動されることを強く望みます。

(以上)